

学内関係諸規程

福岡女学院看護大学学則

2008（平20）年4月1日制定
最終改正 2012（平24）年3月28日

第1章 総則

（目的）

第1条 本学はキリスト教に基づく福岡女学院創立の精神に則り、看護・保健医療分野の専門知識と技術を教授・研究し、あわせて豊かな教養と人間性を兼ね備えて、地域医療への寄与、人々の活力向上に貢献する看護・保健医療専門職の女性を育成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、第1条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価に関する事項は、別に定める。
（情報の公開）

第3条 本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的にその情報を公開するものとする。

第2章 学部・学科、入学定員、収容定員および修業年限

（学部・学科）

第4条 本学に次の学部、学科をおく。

看護学部 看護学科

（入学定員及び収容定員）

第5条 入学定員および収容定員を次のように定める。

入学定員 100名

収容定員 400名

（修業年限）

第6条 修業年限は4年とする。

（在学期間）

第7条 学生は8年を越えて在学することはできない。ただし、第40条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて、在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修学生として認められた学生は、8年を越えて在学することができる。

第3章 学年、学期および休業日

（学年）

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第9条 学年を次の2学期に分ける。

一 前期 4月1日から9月30日まで

二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第10条 休業日を次のように定める。

一 日曜日

二 「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号第3条）に定める休日

三 創立記念日 5月18日

四 春期休業日 3月21日から3月31日まで

五 夏期休業日 8月1日から9月20日まで

六 冬期休業日 12月25日から1月7日まで

2 学長は必要に応じて前項第4号から第6号までに規定する休業日を、臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項の規定に関わらず、特別の必要があると認められるときは、臨時に休業日を設け、または、休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

（年間の授業期間）

第11条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程、卒業、学位等

（教育課程）

第12条 看護学部の授業科目の区分は、必修科目、選択科目および自由科目とする。本学の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。ただし、自由科目については卒業要件単位数に参入しない。

第13条 看護学部の授業科目の編成およびその単位数は、別表1のとおり定める。

2 編入学生、転入学生、再入学生等の履修方法については、別に定める。

（単位の計算方法）

第14条 各授業科目の単位計算方法は、大学設置基準第

21条に定めるところに従い、次のとおりとする。

- 一 講義および演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習および実技等については、30時間から45時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 三 但し、前項の規定に関わらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(卒業要件)

第15条 学生は、本学則並びに別に定める履修規程に従って、在学中に所定の授業科目126単位以上を修得しなければならない。

(履修方法)

第16条 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

- 一 看護学科
 - ア 必修科目は120単位を修得しなければならない。
 - イ 選択科目は6単位以上を修得しなければならない。

(単位の認定方法)

第17条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。試験は学年又は学期末に、その履修した科目について筆記、口述、論文、実技等によって行う。

2 授業科目の履修の手続き方法などは、別に履修規程でこれを定める。

第18条 試験は、履修規程で定めるところに従い、あらかじめ受講届けを提出して受講した授業科目に限り、受けることができる。

(単位の授与)

第19条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第20条 試験の成績は、AA、A、B、C、D、Fで表わし、AA、A、B、Cを合格とする。

第21条 病気その他やむを得ない理由のため試験を受けることができなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

(再試験)

第22条 不合格になった科目について、別に定めるところにより再試験を行うことがある。

(卒業)

第23条 本学に4年(第40条第1項により入学した者については、第40条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、第15条および第16条に定める所定の単位数を修得した者については教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第24条 看護学部の卒業を認定した者に対しては、学士(看護学)の学位を与え、卒業証書・学位記を授与する。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修)

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項の規定により、履修した授業科目について修得した単位は教授会の議に基づき、60単位を限度として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 大学、短期大学を卒業、又は中途退学し、新たに本学の1年次に入学した学生の既修得単位について、教育上有益と認めるときは、これを本学において修得したもとして認定することができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項の単位認定は、前条と合わせて60単位を限度としてこれを行う。

(取得資格)

第27条 本学において取得することができる資格は、看護師・保健師国家試験受験資格とする。

2 看護学部看護学科の看護師、保健師の受験資格取得に必要な科目およびその単位数は別表1のとおり定める。

第6章 入学、退学、除籍、休学、転学、留学、復学、再入学および編入学

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、再入学および転入学については学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第29条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 七 その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第30条 本学に入学を志願する者は、本学指定の期日までに、本学所定の書類に入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第31条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第32条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の納入金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第33条 入学を許可された者は、保証人1名を定めて届け出なければならない。

2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての一切の責任を有するものとする。

3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(退学)

第34条 退学を希望する者は、保証人連署のうえ、理

由書を付して退学願を学長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍することができる。

- 一 期限までに学費の納入を行わず、督促してもなお納付しない者
- 二 第7条に定める在学年限を超えた者
- 三 第37条第2項に定める休学期間を超え、なお復学できない者
- 四 その他除籍が必要と認められる者

(休学)

第36条 疾病その他やむを得ない理由で、3ヶ月以上修学できない者は、保証人連署の上理由書を付して願い出、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第37条 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を越えることはできない。

3 休学期間は、第7条の在学期間には算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第38条 他の大学に入学又は転入学を志願しようとする場合は、学長の許可を得なければならない。

2 転入学が決定した者は、第34条と同様の退学願を学長に提出しなければならない。

(留学)

第39条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第23条に定める在学期間に含めることができる。

3 第25条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(再入学、編入学)

第40条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学（再入学、編入学）を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 一 大学を卒業、又は退学した者及び除籍された者
- 二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又

は国立養護教諭養成所を卒業した者

三 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校の課程を修了し又は卒業した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第7章 学費(入学検定料、入学料、授業料)

(授業料等の金額)

第41条 本学の授業料等、学費の種類及び金額は、別表2のとおりとする。

(授業料等の納入期)

第42条 授業料は、各学期毎に学長の指定する期日までに納付しなければならない。

2 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等納入金を、復学又は入学した月に納入しなければならない。

3 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等納入金を納入しなければならない。

4 前期又は後期中途で退学する者は当該期分の授業料等納入金を納入しなければならない。

(休学・停学中及び修業年限を超える者等の授業料等)

第43条 休学期間中の学費は、在籍料として年額20万円を徴収する。

2 停学期間中の授業料等納入金はこれを徴収する。

3 進級しなかった者及び第6条に規定する修業年限を超える者の学費は、別に定める。

(納付金徴収の猶予)

第44条 学費支弁の困難な者に対しては、その実情と学業成績とにより、一部を免除又は貸与することがある。

(科目等履修生等の納付金)

第45条 科目等履修生、聴講生、特別聴講生および外国人留学生の入学検定料、入学金および授業料等納付金については、別にこれを定める。

(既納の入学金及び授業料等)

第46条 既納の入学金及び入学後に納付した授業料等は、如何なる理由があってもこれを返還しない。一旦納めた納入金は過誤によるもの以外は、一切返還しない。

第8章 賞罰

(表彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

第48条 本学の学則又は諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学処分は次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがない者

二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由がなくて、出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 職員組織

(教職員)

第49条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 学長が必要と認めた場合は、副学長を置くことができる。

3 本学に客員教授、特任教授を置くことができる。

4 前項に関する必要な事項はこれを別に定める。

(役職)

第50条 本学部に次の役職をおく。

一 学部長

二 教務部長

三 学生部長

四 宗教部長

五 メディア情報図書センター長

六 事務部長

2 前項に必要な事項はこれを別に定める。

第10章 大学運営会議および教授会等

(大学運営会議)

第51条 本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため、大学運営会議を設ける。

2 大学運営会議に関して必要な事項はこれを別に定める。

(教授会・各種委員会)

第52条 本学の教育に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 本学の教育に関して検討するために、必要に応じて委員会を置く。
- 3 教授会および各種委員会に関して必要な事項はこれを別に定める。

第11章 メディア情報図書センター等
(メディア情報図書センター)

第53条 本学にメディア情報図書センターをおく。

- 2 メディア情報図書センターに関する規程は別にこれを定める。

第12章 保健および厚生施設
(医務室)

第54条 本学に医務室を置き、一般保健に関する業務および応急処置を行う。

- 2 医務室に関する規定は別にこれを定める。

(健康診断)

第55条 学生並びに教職員の健康管理のため、毎年健康診断を行う。

第13章 科目等履修生、聴講生、研究生、
特別聴講生、委託生および長期履修学生
(科目等履修生)

第56条 本学において、特定の授業科目の履修および単位修得を志願する者がいるときは、学生の授業に支障のない限り教授会において選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する規定は別にこれを定める。

(聴講生)

第57条 本学において、特定の授業科目の聴講を志願する者がいるときは、学生の授業に支障のない限り教授会において選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関する規定は別にこれを定める。

(研究生)

第58条 本学において、特定の事項について研究を行うことを希望する者がいるときは、学生の指導および研究に妨げのない限り、教授会において選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

- 2 研究生に関する規定は別にこれを定める。

(特別聴講生)

第59条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他大学と

の協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

(委託生)

第60条 本学において、病院、学校、その他の団体等からその所属職員に特定の事項について、研修させるため、委託があるときは、選考の上、委託生として入学を許可することができる。

(長期履修学生)

第61条 本学に長期履修学生として入学を志願する者がいるときは、教授会において選考の上、入学を許可することができる。

- 2 長期履修学生に関する規定は別にこれを定める。

第14章 公開講座(地域貢献)

(公開講座)

第62条 地域社会における社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 前項の目的を達成するために、本学は本学院が別に設ける生涯学習センターおよび天神サテライトとの連携をはかるものとする。

第15章 改廃

(学則の改廃)

第63条 この学則の改正は、大学運営会議の議を経て理事会が行う。

附則①

- 1 本学則は、2008(平成20)年4月1日から施行する。ただし、第30条から第32条までの規定は、文部科学大臣が本学の設置を認可した日より施行する。
- 2 第5条の適用にあたって、同条中の収容定員については、次表に掲げる年度の数に読み替えるものとする。

年 度	第1年次	第2年次	第3年次	収容定員
2008(平成20)年度	100人	—	—	100人
2009(平成21)年度	100人	100人	—	200人
2010(平成22)年度	100人	100人	100人	300人

附則②

1 この学則は、2011（平23）年4月1日から施行する。

附則③

この学則は、2011（平23）年5月27日から施行する。ただし、改正後の第43条第1項及び第3項の規定は、2011（平23）年4月1日から適用する。

附則④

この学則は、2012（平24）年4月1日から施行する。

別表1（第13条第1項、第27条第2項関係）

区分	授業科目	年次	単位数			時間	コマ	卒業要件(合計126単位以上)	備考
			必修	選択	自由				
基礎分野	キリスト教と文化	建学の理念	1	1		30	15	必修4単位	基礎分野の選択科目から7単位以上修得
		キリスト教入門	1	1		30	15		
		キリスト教の歴史と倫理	1		1	30	15		
		音楽	1		1	30	15		
		文化人類学	1		2	30	15		
		生命倫理	1	2		30	15		
	小計	6科目	4	4	0	180	90	4	
	人間と社会	生物と地球環境	1		2	30	15	必修4単位	
		人間の発達と心理	1	1		30	15		
		人間関係論	1	1		15	8		
		社会福祉学	1		2	30	15		
		ボランティア活動論	1		1	30	15		
		教育方法論	1		1	30	15		
		食生活論	1	2		30	15		
		法学（日本国憲法を含む）	1		2	30	15		
		体育	1		2	30	15		
		小計	9科目	4	10	0	255		
	野	コンピュータ・リテラシー	1	1		30	15	必修5単位	
		情報処理演習	1		1	30	15		
		Basic English	1	1		30	15		
		Basic Medical English	1	1		30	15		
		English Presentation	2		1	30	15		
		Communication in English	2		1	30	15		
English for Nursing		2	1		30	15			
コミュニケーション・リテラシー		2	1		30	15			
小計	8科目	5	3	0	240	120	5		
中計	23科目	13	17	0	675	338	13	7	
専門基礎分野	人体の科学	生命科学	1	2		30	15	必修9単位	
		生化学	1	1		30	15		
		人体の構造と機能Ⅰ（解剖学）	1	2		60	30		
		人体の構造と機能Ⅱ（生理学）	1	2		60	30		
		薬理学	1	1		30	15		
		微生物学・感染学	2	1		30	15		
	小計	6科目	9	0	0	240	120	9	
	疾病の成り立ちと回復	病理学概論・総論	1	1		30	15	必修7単位	
		病態・疾病論Ⅰ	1	1		30	15		
		病態・疾病論Ⅱ	2	1		30	15		
		病態・疾病論Ⅲ	2	1		30	15		
		病態・疾病論Ⅳ	2	1		30	15		
		病態・疾病論Ⅴ	2	1		30	15		
		病態・疾病論Ⅵ	2	1		30	15		
	小計	7科目	7	0	0	210	105	7	
	生活者の健康	カウンセリング論	1	1		30	15	必修12単位	
		公衆衛生学・疫学	2	2		30	15		
保健医療福祉行政論		2	3		45	23			
保健統計学		2	2		30	15			
健康教育論		2	1		30	15			
健康と栄養	1	1		30	15				

区分	授 業 科 目	年次	単 位 数			時間	コマ	卒業要件(合計 126単位以上)	備考
			必修	選択	自由				
専門基礎分野	生活者の健康	セルフケア論	1	1		30	15		
		臨床心理学	2	1		30	15		
		音楽療法	4		2	30	15		
		小 計	9科目	12	2	0	285	143	12
	中 計	22科目	28	2	0	735	368	28	
専門分野 I	基礎看護学	看護学概論	1	1		30	15	必修 14単位	専門分野 I、専門分野 II 及び統合分野の選択科目から 4 単位以上修得
		看護理論	1	1		15	8		
		ヒューマンケアリング論 I	1	1		15	8		
		ヒューマンケアリング論 II	2	1		30	15		
		基礎看護学方法論 I	1	1		30	15		
		基礎看護学方法論 II	1	3		75	38		
		基礎看護学方法論 III	2	2		45	23		
		フィジカルアセスメント	1	1		30	15		
		看護過程	2	2		60	30		
		家族看護論	1	1		30	15		
	小 計	10科目	14	0	0	360	182	14	
	臨地実習	基礎看護学実習	2	1		45		3 必修 単位	
		看護過程実習	2	2		90			
小 計		2科目	3	0	0	135	0		3
	中 計	12科目	17	0	0	495	182	17	
専門分野 II	成人・老年看護学	成人看護学概論	1	1		15	8	必修 10単位	
		成人看護援助論 I	2	2		60	30		
		成人看護援助論 II	2	2		60	30		
		老年看護学概論	2	1		15	8		
		老年看護援助論	2	1		30	15		
		クリティカルケア	3	1		15	8		
		リハビリテーション看護学	2	1		15	8		
		成人・老年看護援助論演習	3	1		30	15		
		小 計	8科目	10	0	0	240		122
	母性・小児看護学	母性看護学概論	2	1		15	8	必修 8単位	
		母性看護援助論	3	2		60	30		
		母性看護援助論演習	3	1		30	15		
		小児看護学概論	2	1		15	8		
		小児看護援助論	3	2		60	30		
		小児看護援助論演習	3	1		30	15		
		小 計	6科目	8	0	0	210		106
	精神看護学	精神看護学概論	2	1		15	8	必修 4単位	
		精神保健看護論	2	1		30	15		
		精神看護援助論	3	1		30	15		
精神看護援助論演習		3	1		30	15			
小 計		4科目	4	0	0	105	53		4
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	1	2		30	15	必修 4単位		
	公衆衛生看護学 I 保健活動・保健指導の基礎	2	2		60	30			
	公衆衛生看護学 II 保健活動・保健指導の応用	3		2	60	30			
	公衆衛生看護学 III 地域診断演習	3		3	90	45			
	公衆衛生看護学 IV 公衆衛生看護管理	4		3	45	23			
	公衆衛生看護学 V 保健活動・保健指導の発展	4		2	60	30			
	小 計	6科目	4	10	0	345		173	4
	臨地実習	成人看護学実習 (急性期)	3~4	3		135			必修 15単位
成人看護学実習 (慢性期)		3~4	3		135				
老年看護学実習		3~4	3		135				
母性看護学実習		3~4	2		90				
小児看護学実習		3~4	2		90				
精神看護学実習		3~4	2		90				
公衆衛生看護学実習		4		5	225				
小 計		7科目	15	5	0	900	15		
	中 計	31科目	41	15	0	1800	454	41	

※ 1 保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、* 1~5 の科目を修得しなければならない。
 ※ 2 * 5 の科目については、保健師国家試験受験資格希望申請許可者以外は履修不可

* 1
* 2
* 3
* 4

* 5

区分	授 業 科 目	年次	単 位 数			時間	コマ	卒業要件(合計 126単位以上)	備考
			必修	選択	自由				
統 合 分 野	在宅看護論	在宅看護論Ⅰ	2	2		60	30	4 必 単 位 修	
		在宅看護論Ⅱ	3	2		60	30		
		小 計	2科目	4	0	0	120		
	展 開	看護研究入門	3	1		30	15	必 修 7 単 位	
		医療安全管理論	2	1		30	15		
		ヒューマンケアリング論Ⅲ	4	1		30	15		
		災害看護	3	1		15	8		
		国際保健学	4		1	15	8		
		看護管理学	4	1		30	15		
		看護の歴史	4		1	30	15		
		緩和ケア	4		1	15	8		
		看護学特論	4		1	30	15		
		総合看護演習	4		1	30	15		
		卒業研究	4	2		90	45		
		小 計	11科目	7	5	0	345		
臨 地 実 習	在宅看護実習	3～4	2		90		5 必 単 位 修		
	看護学総合実習	4	3		135				
	小 計	2科目	5	0	0	225		0	5
中 計	15科目		16	5	0	690	234	16	4
合 計	103科目		115	39	0	4395	1576	115	11

別表2 (第41条関係)

項 目	金 額
入 学 検 定 料	30,000
入 学 金	300,000
授 業 料	1,100,000
施 設 設 備 費	200,000
実 習 費	200,000

福岡女学院看護大学履修規程

2008(平20)年4月1日制定

最終改正 2012(平24)年2月23日

(趣旨)

第1条 福岡女学院看護大学(以下「本学」という。)学生の授業科目(以下「科目」という。)の履修方法等については、この規程の定めるところによる。

(科目)

第2条 科目の区分は、福岡女学院看護大学学則(以下「学則」という。)第12条の規定による。

- 必修科目として指定された科目の単位を修得しない者は、その他の科目の単位を修得しても卒業することはできない。
- 各学年において開講する科目と講義要項及び授業時間割は、毎学年の始めに公示する。
- 科目は、年度により開講しないことがある。
- 受講人数が5名に満たない科目は、当該学期の開講

を取りやめることがある。

(単位と時間数)

第3条 科目の授業時間数と単位との関係は、原則として次のとおりとする。

- 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で行われる授業をもって1単位とする。
- 実験、実習及び実技等については、30時間から45時間の範囲で行われる授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、単位数を決めることができる。

(卒業要件)

第4条 本学の卒業要件は、次のとおりとする。

学則別表に定める授業科目より、必修科目 115単位以上、選択科目 11単位以上、合計126単位以上を修得しなければならない。

(履修の登録)

第5条 学生は、履修しようとする科目について、毎学年指定された期間内に所定の履修登録を行わなければならない。

2 学生は、前項の履修登録をした後においては、履修登録した科目を任意に変更（追加及び取消）することはできない。

3 前条の授業科目のうち「公衆衛生看護学実習」については、保健師国家試験受験資格取得希望申請が許可された者のみが履修登録をすることができる。

(保健師コースの履修)

第6条 保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、2年次の指定された期間内に所定の用紙により資格取得希望の申請をしなければならない。

2 前項の申請を行った者に対して、福岡女学院看護大学履修規程細則に定める基準に基づき、選考を行う。

3 前項の規定により資格取得希望申請が許可された者は、別表1に示す授業科目及び単位を修得しなければならない。

(履修の禁止)

第7条 次に掲げる科目は、履修することができない。

- (1) 履修登録をしていない科目
- (2) 既に単位を取得した科目
- (3) 授業時間が重複する科目

(単位の認定)

第8条 各科目の単位の認定は、試験の成績により行い、試験の合格者に所定の単位を与える。

(科目の再履修)

第9条 単位認定を得られなかった科目の単位を修得しようとする者は、翌年度以降に改めて履修届を提出し、再履修をしなければならない。

(試験)

第10条 試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、論文提出その他とする。

2 単位認定のための試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員が必要と認めるときは、それ以外の時期に行うことができる。

3 次のいずれかに該当する場合は、試験を受けること

はできない。

(1) 試験を受けようとする科目の履修登録をしていない場合

(2) 履修する科目の出席時間数が当該科目の授業時間数の3分の2未満の場合

(3) 定められた期日までに授業料を納入していない場合

ただし、担当教員がやむを得ない事情と認めた場合は、特に受験を認めることができる。

(追試験)

第11条 正当な理由（病気その他やむを得ない事由）により各期末試験を受けることができなかった者については、本人の願い出により、教務部委員会で審議のうえ、追試験を行うことができる。

2 前項の規定により、追試験を願い出ようとする者は、所定の追試験願に欠席の理由を証明できる書類（病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由書）を添えて指定された期日までに提出しなければならない。

(再試験)

第12条 試験により不合格の評価を得た科目について、再試験を行うことがある。

2 前項の規定により、再試験を願い出ようとする者は、所定の再試験願を指定された期日までに提出しなければならない。

(成績)

第13条 学則第20条に定める成績評価は、別表2の基準によるものとする。

第14条 各学期に、全履修科目中1単位当たりの成績平均値（Grade Point Average。「GPA」という。）を表示し、教育指導上の資料とする。

2 各科目の Grade Point（以下「GP」という。）は別表3のとおりとする。

(実施規定)

第15条 この規程に定めるもののほか、科目の履修等について必要な事項は、福岡女学院看護大学履修規程細則に定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教務部委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則 1

1 この規程は、2008（平20）年4月1日より施行する。

附 則 2

1 この規程は、2011（平23）年4月1日から施行する。

附 則 3

1 この規程は、2012（平24）年4月1日から施行する。

2 この規程は、2012年度入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表1

区 分	授 業 科 目	単 位
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学Ⅱ 保健活動・保健指導の応用	2
	公衆衛生看護学Ⅲ 地域診断演習	3
	公衆衛生看護学Ⅳ 公衆衛生看護管理	3
	公衆衛生看護学Ⅴ 保健活動・保健指導の発展	2
	公衆衛生看護学実習	5

別表2

区 分	評 価	成績評価基準	意 味
合 格	AA	100点 ～ 90点	非常に優れている
	A	89点 ～ 80点	優れている
	B	79点 ～ 70点	単位認定が妥当
	C	69点 ～ 60点	単位が認定される最低限度
	N	※認定	—
不 合 格	D	59点以下	単位認定は不適當
	F	失格・放棄	—

※認定：編入学で認定された既修得単位。

別表3

評価	1単位当たりの GP
AA	4
A	3
B	2
C	1
D	0
F	0

福岡女学院看護大学履修規程細則

2008（平20）年4月1日制定
最終改正 2014（平26）年2月13日

(趣旨)

第1条 この細則は、福岡女学院看護大学履修規程(以下「履修規程」という。)第15条の規定に基づき、履修について必要な事項を定めるものとする。

(進級の判定)

第2条 2年次末に実施する進級判定において、次のいずれかに該当する者は、3年次へ進級することはできない。

(1) 1年次及び2年次において開講される必修科目のうち、福岡女学院看護大学履修規程第10条第3項の規定により試験の受験資格を失い、成績評価がF評価となった科目がある者。

(2) 1年次及び2年次において開講される必修科目のうち、成績評価がD評価となった科目(以下「不合格科目」という。)が4科目以上ある者。

ただし、全体の不合格科目が3科目以内の者であっても、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野の各小区分において不合格科目が2科目以上ある場合は、進級することはできない。

(履修要件)

第3条 2年次以降に開講される各実習を履修するためには、先行して履修すべき科目の単位を修得し、かつ、各実習におけるオリエンテーションに出席しなければならない。

2 次の各号に掲げる実習の履修要件は、次のとおりとする。

(1) 「基礎看護学実習」を履修するためには、「看護学概論」、「基礎看護学方法論Ⅰ」及び「基礎看護学方法論Ⅱ」の単位を修得しておかなければならない。

(2) 「看護過程実習」を履修するためには、「基礎看護学実習」の単位を修得し、かつ、「看護過程」を履修し、履修規程第10条第3項に定める試験の受験資格を有しておかなければならない。

(3) 3年次以降に開講される「臨地実習」(看護学総合実習を除く。)を履修するためには、「基礎看護学実習」及び「看護過程実習」の単位を修得し、かつ、1年次から3年次前期までに修得すべき必修科目のうち、不合格科目が3科目以内でなければならない。ただし、全体の不合格科目が3科目以内であっても、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野の各小区分にお

いて不合格科目が2科目以上ある場合は、この「臨地実習」を履修することはできない。

- (4) 4年次前期に開講される「看護学総合実習」を履修するためには、3年次後期に履修すべき実習をすべて履修し、かつ、不合格科目が1科目以内でなければならない。

(保健師国家試験受験資格取得希望申請選考基準)

第4条 資格取得希望の申請を行った者に対して、2年次学年末に次の基準に基づき面接の上、選考を行う。

- (1) 2年次終了までに履修すべき授業科目の中で、単位未修得の授業科目がないこと。
- (2) 2年次終了までに単位を修得した授業科目の成績及び学習状況が良好であること。
- (3) 保健師として職務に強い関心があり、将来保健師としての職に就くことを希望する者

(科目の再履修)

第5条 単位認定を得られなかった科目の単位を修得しようとする者は、翌年度以降に改めて履修届を提出し、再履修をしなければならない。

(再履修指導)

第6条 第2条及び第3条の規定により原級留置となった者の履修については、教務部委員会及び学生アドバイザーがその指導を行うものとする。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、教務部委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則 1

この細則は、2008(平20)年4月1日より施行する。

附 則 2

この細則は、2011(平23)年4月1日から施行する。

附 則 3

- 1 この細則は、2012(平24)年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、2012年度入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 4

この細則は、2013(平25)年4月1日から施行する。

附 則 5

この細則は、2014(平26)年4月1日から施行する。

福岡女学院看護大学学費納入運用規程

2007(平19)年12月1日制定
最終改正 2012(平24)年3月21日

(目的)

第1条 この規程は、福岡女学院看護大学学則(以下「学則」という。)第41条から第46条に基づき、学費の取り扱いについて定めるものとする。

(学費)

第2条 学費とは、学則第41条に定める授業料、実習費、施設設備費、入学検定料、入学金、福岡女学院看護大学学費納入運用規程第7条及び第8条に定めるものをいう。

(納入期限)

第3条 学費の納期は、毎年度、前期、後期の2期とし、次の期限までに納入しなければならない。

前期 4月30日

後期 9月30日

- 2 納入期限が金融機関休日のときは、その前日を納入期限とする。

(納入方法)

第4条 学費は、本学所定の納入用紙により指定の口座に納入しなければならない。

(延納・分納)

第5条 やむを得ない事情により、第3条に規定する期日までに学費を納入できない者は、所定の延納・分納願を納入期限までに学長に提出し、学長の許可を得るものとする。

- 2 延納・分納を許可された場合の納入最終期限は、次のとおりとする。

前期 7月10日

後期 1月10日

(除籍)

第6条 学費を本規程第5条2項に規定する納入最終期限までに納入しない者は、大学においては学則第35条1号の規定により、除籍する。なお、除籍日は、前期は7月31日、後期は1月31日とする。

- 2 除籍になった学生の、当該学期の成績及び単位につ

いては認定しない。

- 3 学長が特別の事情があると認めた場合は、教授会の議を経て除籍を取り消すことがある。

(休学時の学費について)

第7条 学則第43条第1項の規定により、休学者の学費については、在籍料として年額20万円を徴収する。ただし、半期休学の場合は、在籍料として半期10万円を徴収する。

- 2 納付金の免除は休学が許可された月の属する「期」の次の「期」から適用する。
- 3 復学が許可された場合は、許可された月の属する「期」から、その期の納付金全額を納入しなければならない。ただし、授業料については、その者の入学年次の金額とする。
- 4 休学及び復学の期日によって生じる納入期間の端数月数については、月割計算はしない。

(進級しなかった学生の学費について)

第8条 進級しなかった学生の学費については、学則第43条第3項の規定に基づき次のとおりとする。ただし、進級することができなかったことにより修業年限を超えたときは、次項及び第3項の規定を適用しない。

- 2 在籍料として年額20万円を徴収する。ただし、半期履修した場合は、在籍料として10万円を徴収する。
- 3 前項の在籍料に加え、1学期の履修科目数に応じて次の各号に定める額を徴収する。
 - (1) 1学期の履修科目数が10科目以下の場合、3万円に履修科目数を乗じた額を納入する。
 - (2) 1学期の履修科目数が11科目以上の場合、30万円を納入する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て常任理事会が行う。

附則 1

本規程は2007（平19）年12月1日から施行する。

附則 2

この規程は、2011（平23）年4月1日に遡及して施行する。

附則 3

この規程は、2012（平24）年4月1日から施行する。

福岡女学院看護大学学生生活規程

(学生証)

第1条 学生は、学生証の交付を受け、常時携帯することを要する。

- 2 本学教職員の請求がある時は、直ちに学生証を呈示せねばならない。

(本人及び保証人の住所・身上)

第2条 学生は、毎学年初めに本人及び保証人の住所を学生部長に届け出るとともに、異動を生じたときは、そのつど直ちに届け出を要する。学生または保証人の身上に異動を生じたときも同様とする。

(服装)

第3条 学生の服装は、学生としての品位を保つものでなければならない。

(健康診断)

第4条 学生は、本学施行の定期健康診断を受けなければならない。

- 2 指定された期間に検査を受けない者は臨地実習への参加、就職などの推薦はできない。

(欠席)

第5条 1週間以上続けて欠席する場合は、所定の様式に従い、学生部長に届け出を要する。

- 2 前項の欠席が病気または負傷による場合は、学生部長が必要と判断する場合は医師の診断書の添付をするものとする。

第6条 下記の場合は、授業欠席時数より除外されます。

(1) 忌引

- A 一親等（父母、子）7日
- B 二親等（祖父母、兄弟、姉妹）3日
- C 三親等（曾祖父母、叔伯父母、甥、姪）1日

(2) 学生部委員会が承認した大会等に出席（出席）する場合

(3) 学校保健安全法施行規則第18条、19条に規定する学校において予防すべき感染症に罹患した場合（医師の診断書が必要）

(4) その他、教授会で認めた場合

(施設及び器具の使用)

第7条 大学の施設または器具を使用したいときは、所定の様式によって、あらかじめ、関係教職員、クラブ顧問、及び管理責任者などの承認を得て、学生部長に届け出なければならない。

(団体の承認及び顧問)

第8条 この規程において、団体というのは、学生が自治的活動をなすために組織し、教授会の承認を得ている校友会、クラブ、同好会その他の公認団体をいう。

2 団体の結成または組織変更の場合は、学生部長の承認を得なければならない。

3 クラブ及び同好会には、学生の希望を基にして、本学専任の教職員の中から学生部長が顧問を委嘱する。

(団体の学外活動)

第9条 本学の公認団体が学外において団体行動をなし、または、学外の集会や運動に参加しようとするときは、学生部長に届け出なければならない。

2 学外団体に団体として加入するときは、学生部委員会の議を経て、教授会の承認を得なければならない。

3 学生が団体として宿泊旅行を計画するときは、責任者を定め、顧問、その他の関係教員及び学生部長の承認を得るとともに、顧問または関係教職員の付添いを必要とする。但し、学院施設に宿泊する場合または特に学外団体が責任を負う場合は、学長はその付添いを免除することができる。

(集会)

第10条 学生が学内で集会を計画するときは、もしくは、学外者をまじえて集会をするときは、あらかじめ学生部長の許可を受けなければならない。

2 学生が前項の集会のために本学の施設または器具を使用する場合は、本規程第7条の定めるところにより手続きをしなければならない。

3 集会をするために、休講または授業時間の短縮を必要とする場合は、あらかじめ教授会の承認を必要とする。

(掲示)

第11条 学生が学内において掲示をするときは、学生部長の許可を得て指定の場所にこれをしなければならない。違反する掲示物は、これを撤去する。

(印刷物配布等)

第12条 学生が学内において、雑誌、新聞、パンフレット、ビラ等を配布し、または、アンケートをしようとするときは、現物を添え、学生部長に提出し、許可を受けなければならない。

(寄付金募集)

第13条 学生が寄付金募集その他これに類する行為をしようとするときは、学生部長の許可を受け、かつその結果を報告しなければならない。

(アルバイト)

第14条 学生は学業に支障をきたす恐れのあるバイトに従事してはならない。

(学生への連絡)

第15条 学生への連絡、伝達は、原則として所定の場所に掲示する。掲示事項は、学生全員に通達されたものとみなす。

(行為の禁止)

第16条 学生の行為が本学の目的ならびに諸規則に反し、または、学内の秩序を乱し、教育研究の正常な活動を阻害する恐れがあると認められる場合は、これを禁ずることがある。

2 前項の規定により、不相当と認められた学内団体には解散を命ずることがある。集会その他についても同様とする。

(願、届出の時期)

第17条 願、届出は原則として、本学所定の様式により、少なくとも3日前(当日を含めば4日前)までに提出しなければならない。

2 教授会の承認を必要とする事項については、少なくとも2週間前に書類を提出しなければならない。

(改廃)

第18条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長がこれを行う。

附 則 1

本学規程は、2008(平20)年4月1日より施行する。

福岡女学院看護大学学友会規約

第1章 総則

第1条 本会は「福岡女学院看護大学学友会」と称する。

第2条 本会は建学の精神に則り、学生の自治活動を目的とし、学生生活、学術文化の向上及び健全で豊かな知性と感性の向上を図る。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために必要な活動を行う。

第2章 会員及び組織

第4条 本会は福岡女学院看護大学学生全員を会員とする。

第5条 本会は次の機関を置く。

- 一 総会
- 二 総務委員会
- 三 代議委員会
- 四 選挙管理委員会
- 五 クラブ部長会及びクラブ・同好会
- 六 その他特別委員会

第3章 総会

第6条 総会は会員全員で構成し、本会の最高決議機関とする。

第7条 総会は少なくとも毎年2回の定例総会を開かなければならない。

第8条 総会は学友会会長がこれを招集する。但し、次の各号の場合、臨時総会を開くことができる。

- 一 会長が必要と認めた場合
- 二 全会員の1/3以上が必要と認めた場合
- 三 代議委員会において、その構成人員の1/3以上が必要と認めた場合

第9条 総会を開く場合は、少なくとも1週間前に「期日」、「場所」、「議題」を公示しなければならない。但し、緊急の場合は、その限りではない。

第10条 総会の定足数は全会員の1/5以上とする。但し、出席者が定足数に満たない場合にも、仮決議することができる。

2 総会は委任状も出席とみなすが、これは総会成立人員の1/3以下でなければならない。

第11条 総会は次の事項を審議決定する。

- 一 総務委員決定に関する事項
- 二 予算、決算に関する事項

三 規約の改廃に関する事項

四 その他重要事項

第12条 総会における議決は議案につき委任状を含めた過半数の賛成を必要とする。

第13条 総会は会員の中から議長・副議長を選任する。

第14条 会員以外の者が総会に出席しようとする時は総会の承認を必要とし、その者の総会における発言は、議長の要請のある時に限られる。

第4章 総務委員会

第15条 本会の役員組織は次の通りとする。

学友会会長	1名	学友会副会長	1名
同書記	1名	同副書記	1名
同会計	1名	同副会計	1名
同渉外	1名	同副渉外	1名

但し、必要に応じて若干名の役員を置くことができるものとする。

第16条 総務委員会は本会の最高執行機関とする。

第17条 本会の総務委員会は、次に掲げる事項の審議を行う。

- 一 予算作成及び決算報告書の作成
- 二 学友会事業の企画及び実行
- 三 クラブ及び同好会の設立、合併、停止及び解散
- 四 本規約の改廃
- 五 その他、本会の目的遂行に関する事項

第18条 総務委員は代議委員会において議決権はない。

第19条 本会の役員任期は1年とし、毎年11月に選出する。

第20条 副の地位にあった者が、正の地位に就くにあたっては、総会の承認を要するものとする。

第21条 その他の執行に関してはすべて総務委員会がこれを決定する。

第22条 本会は第5条により、下記の特別委員会を置く。

- 一 大学祭実行委員会
- 二 卒業諸行事実行委員会
- 三 その他特別委員会

第23条 第22条の二については、会長、書記、会計、渉外が任期終了後、企画執行にあたる。但し、必要に応じて会員から招集できる。

第24条 総務委員の不信任は、全会員の1/3以上の署名発議により本委員会に提出審議し、総会において決議される。

第25条 不信任案可決の場合は選挙管理委員会の責任に

より、10日以内に後任を選出しなければならない。その後任の任期は残りの期間とする。

第26条 第24条以外の委員の不信任案はその委員を選出した会員の1/3以上の署名発議をその委員を出している会で決議する。

第27条 総務及び委員長は、本人の発議を代議委員会で審議決定し、総会の承認を得なければならない。

第28条 上記以外の委員の辞任は、本人の発議によりその委員の選出された会で審議決定される。

第5章 代議委員会

第29条 代議委員会は、総会に次ぐ決議機関とする。

第30条 代議委員会は1年次のクラスから出た代議員によって構成される。総務委員は、代議委員会に出席して意見を述べることができる。

第31条 代議員の任期は1年までとする。

第32条 代議委員会は学友会会長がこれを招集する。

第33条 過半数の代議委員から代議委員会開催の要請があった場合、学友会会長はこれを招集しなければならない。

第34条 学友会会長は代議委員会を招集する場合、少なくとも1週間前に通知しなければならない。但し、緊急の場合はその限りではない。代議委員会は必要に応じて学内教職員及び学生に意見を求めることができる。

第35条 代議委員会は次の事項を審議決定する。

- 一 本会の活動に関する事項
- 二 規約に関する事項
- 三 その他、代議員が審議を必要とする事項

第36条 代議委員会の定足数は2/3以上とする。但し、出席者が定足数に満たない場合でも仮決議することができる。

2 代議員が出席不可能の場合は委任状を提出することができる。但し、委任状に構成人員の1/5以下でなければならない。

第37条 代議委員会による議決は、出席者の2/3以上の賛成をもって成立する。

第38条 代議委員会は代議委員の互選により委員長を選任する。委員長は代議委員会の議長を兼任する。

第6章 クラブ及び同好会

第39条 学友会会員は、任意のクラブ・同好会に所属することができる。

第40条 クラブは、各クラブ部員が選出するクラブ部長

と専任教職員による顧問を置かなければならない。

第41条 クラブ顧問はクラブ員が選出する。顧問はクラブ運営について相談に応じる。

第42条 クラブはクラブ員の要請に応じてコーチを置くことができる。

第43条 クラブ部長会は各クラブより選出されたクラブ部長によって構成され、総務委員はクラブ部長会に出席して意見を述べるができる。

第44条 クラブ部長会は、学友会会長がこれを招集する。

第45条 各クラブ部長は、毎年指定された期日までに、次に掲げる事項を書類をもって、学友会会長に報告しなければならない。

- 一 部員名簿
- 二 顧問名
- 三 前年度活動報告及び当該年度活動予定表
- 四 前年度決算報告及び当該年度予算表
- 五 部室使用許可願

第46条 新年度の顧問及びコーチについては、前年度の12月までに依頼し承認を得るものとする。

第47条 クラブ部長は、毎年度、部員の氏名、役職名、顧問並びにコーチの氏名と所属を学務係を通し、学生部長に届け出なければならない。

第48条 クラブ及び同好会には、その活動状況に応じて予算を配分し援助する。但し、同好会の部費については、結成年度の次年度より予算化する。

第49条 対外的な活動をする場合は事前に学生部長の承認を得るものとする。

第50条 部員数が0の状態になったら休部とし（但し、予算化しておく）、休部の状態が3年以上続いた場合は廃部とする。

第51条 クラブ部室の使用は別にこれを定める。

第52条 同好会の結成要件は次の通りとし、学生部委員会の議を経て学生部長が決定し、教授会に報告する。

- 一 部員数は3名以上とする
- 二 同好会には本学の専任教職員を顧問として置く
- 三 同好会は部長、副部長、会計を各1名選出する
- 四 代表者は、部員名簿と年間活動計画書を添付して「学生団体設立願」を学友会総務を通し学生部長に提出する

第53条 同好会からクラブへの昇格は、部員数5名以上並びに2年以上の活動を必要とし、学生部委員会の議を経て学生部長が決定し、教授会に報告する。

第7章 会計

第54条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第55条 総務委員会はクラブ部長と協議の上、予算案を作成して総会においてこれを審議決定する。

第56条 総務会計は年度末に決算報告書を作成し、総会で報告し承認されなければならない。

第8章 会計監査

第57条 会計監査とは、本会に関する会計、備品などの監査を行う。

第58条 会計監査員は、学友会会長が委嘱し、学科より4名で構成され、会長により臨時委員会として招集される。

第59条 会計監査員は総務委員会及びクラブ会計に必要なに応じて、出納明細書の提出を要求することができる。

第60条 会計監査員は年度末に監査を行い、必要に応じて臨時にこれを行うことができる。

第9章 選挙

第61条 学友会総務委員の選挙に関する選挙規程は別にこれを定める。

第10章 選挙管理委員会

第62条 選挙管理委員会は本会の選挙に関する一切の管理を行う。

第63条 選挙管理委員会は、第1・2年次生の代議委員をもって組織する。

第64条 選挙管理委員会には、次の委員を置く。

委員長 1名

書記 1名

第11章 組織改正

第65条 本会規約改正は、代議委員会において2/3以上の同意がなければ、総会に提出することができない。

総会で規約改正を議決するときは、委任状を含めた総会出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

附 則 1

1 本規約は、2008（平20）年6月9日から施行する。

福岡女学院看護大学学友会総務委員選挙規程

第1章 総 則

（この規程の趣旨）

第1条 この規程は、福岡女学院看護大学学友会規約（以下「学友会規約」という）第15条及び第16条に基づき、学友会総務委員の選挙について定める。

（総務委員の定義）

第2条 この規程において総務委員とは、学友会会長（1名）、同書記（1名）、同会計（1名）、同渉外（1名）、同副会長（1名）、同副書記（1名）、同副会計（1名）、同副渉外（1名）をいう。

（選挙事務の管理）

第3条 総務委員の選挙に関する事務は選挙管理委員会が管理する。

第2章 選挙権及び被選挙権

（選挙権）

第4条 福岡女学院看護大学学友会会員は、総務委員の選挙権を有する。

（被選挙権）

第5条 福岡女学院看護大学学友会会員のうち、第1・2年次のみ総務委員の被選挙権を有する。また、会長、書記、会計、渉外は原則として2年次生、副会長、副書記、副会計、副渉外は第1年次生とする。

（信任投票）

2 会長、書記、会計、渉外は前年度の副会長、副書記、副会計、副渉外が就任する。

3 新しく会長、書記、会計、渉外に就任する者は会員の信任投票を受けなければならない。但し、不信任は有効投票総数の過半数の不支持をもって成立する。

第3章 選挙期日

（選挙期日）

第6条 総務委員の選挙は、学友会規約第19条に基づき毎年11月に行う。

2 選挙の期日は、少なくとも15日前までに告示しなければならない。

第4章 投票

(選挙の方法)

第7条 選挙は投票により行う。

(投票日、投票所、投票の方法、投票用紙)

第8条 投票日、投票所、投票の方法、投票用紙については選挙管理委員会がこれを定める。

(代理投票)

第9条 止むを得ない理由により、選挙人が候補者の指名を投票用紙に記載できない場合を除いて、代理投票は認めない。

(不在者投票)

第10条 この選挙における不在者投票は認めない。

第5章 開票

(開票)

第11条 開票は、選挙管理委員がこの任にあたる。

2 開票は投票の当日に行う。

(無効投票)

第12条 次の投票は無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 候補者以外の者の氏名を記載したもの
- 三 所定の人数以上の候補者の氏名を記載したもの
- 四 候補者の氏名のほか他事を記載したもの
- 五 候補者の氏名と確認し難いもの

第6章 候補者

(立候補の届出)

第13条 総務委員の候補者となろうとする者は、選挙管理委員会の定める日時までに、選挙管理委員長に届け出なければならない。

(立候補の制限)

第14条 すでに代議委員に選出されている者は、総務委員の候補者になることはできない。但し、代議員を辞して立候補する場合はこの限りではない。

第7章 当選人

(会長及びその他の総務委員の当選)

第15条 会長及びその他の総務委員の当選においては、

有効投票数の最多数を得たものをもって当選人とする。

(無投票当選)

第16条 立候補の届け出のあった各総務委員候補者が、最終的に1人であるときは、投票は行わない。

第17条 規定により投票を行わないことになったときは、選挙管理委員長は、選挙管理委員会を開き、当該委員の候補者をもって当選人と定めなければならない。

(当選人決定の告知)

第18条 当選人が定まったときは、選挙管理委員長は当選人の氏名及び得票数、その他選挙の次第を公表し、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(当選等の効力の発生)

第19条 当選人の当選の効力は、第18条の規定による告知があった日から、生ずるものとする。

第8章 選挙運動

(選挙運動の期間)

第20条 選挙運動は第13条の規定による候補者の届け出があった日から、選挙の期日の前日までとすることができる。

(選挙運動の方法)

第21条 選挙運動の方法については、選挙管理委員会がこれを定める。

(選挙運動の禁止行為)

第22条 選挙管理委員は選挙運動をすることができない。

(選挙広報)

第23条 選挙管理委員会は、候補者の氏名、学科、学年、立候補者の所見を掲載しようとするときは、その掲載分を選挙管理委員会が定める日時までに、同委員会に提出しなければならない。

附 則 1

1 この規程の改正は、学友会総務委員の議を経て総会が行う。

2 この規程は、2008（平成20）年6月9日から施行する。

福岡女学院看護大学 学生用ロッカー使用内規

(目的)

第1条 この内規は、福岡女学院看護大学における学生用ロッカー（以下「ロッカー」という）の使用についての必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規でいうロッカーとは入学後、大学が学生個人に対して期間を定めて貸出しを行うものをいう。

(貸与期間)

第3条 ロッカーは原則として入学後から卒業するまでを貸与期間とし、学生1人に対して1台の貸与とする。
2 退学・除籍等の学籍の異動が生じた場合は速やかに返却するものとする。

(順守事項)

第4条 ロッカーを使用する際は以下の事項を順守しなければならない。

- (1) ロッカーの鍵は使用者が各自で準備をすること。
- (2) 常に清潔を保ち汚損等がないように管理を行うこと。
- (3) ロッカーには現金、貴重品、飲食物、危険物、異臭等のするものは保管しないこと。
- (4) 貸与を受けたロッカー以外は使用しないこと。
- (5) ロッカーは必ず施錠を行うこと。
- (6) ロッカーおよびロッカー室内の物品等を汚損させた場合は実費を弁償すること。

(管理運営)

第5条 ロッカーに関する管理運営は事務部学務係にて行う。

(管理責任)

第6条 ロッカーの収納物品の盗難および損害等が発生した場合、大学は一切の責任を負わない。

(定期点検)

第7条 教職員は学生部長の指示を受け事故防止およびその他点検等のため事前に予告した上でロッカーを定期的に点検することがある。ただし、結果を学生部長に報告するものとする。

(改廃)

第8条 本内規の改廃は、学生部委員会の議を経て学生部長が行う。

附 則 1

1 本内規は、2010（平22）年4月1日より施行する。